



一般社団法人 関西環境開発センター

# 定 款

# 一般社団法人関西環境開発センター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人関西環境開発センターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区中津1丁目2番19号に、従たる事務所を吹田市千里万博公園1番1号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、建築物ならびに多数人の集合する諸施設の維持管理に関する総合的研究と実習を行ない、もって良好な環境条件の維持とその技術開発に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1)建築物ならびに、諸施設の維持管理に関する技術の調査、研究のための事業
- (2)建築物ならびに諸施設の環境開発に関する知識の普及、啓発のための事業
- (3)ビルメンテナンスに関する専門技術者及び管理者養成のための事業
- (4)建築物ならびに諸施設の環境開発に関する刊行物発行のための事業
- (5)建築物ならびに諸施設の維持管理に関する作業成果、品質評価、監査等の総合評価のための事業
- (6)日本万国博記念公園その他公共的施設の維持管理とその運営に寄与するための事業
- (7)公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するために必要な事業
- (8)水道法に基づく簡易専用水道の検査に関する事業
- (9)造園工事に関する事業
- (10)警備業ならびに警備員の教育に関する事業
- (11)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

#### (1)正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

#### (2)協賛会員

この法人の目的に協賛して入会した個人又は法人

(3)特別会員

この法人の運営に必要な専門的知識、経験を有し、理事会が推薦し総会において入会を承認された者

(4)名誉会員

この法人の運営に特に功績があり、理事会が推薦し総会において入会を承認された者

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の権利義務)

第6条 正会員は、総会において議決権を行使することができる。

2 正会員は、総会において別に定める会費その他の分担金を納入しなければならない。

3 正会員は、この法人の諸事業に協力し、事業遂行上の調査に応じ、情報を提供するとともに、この法人の業務、財産の説明ならびに書類、帳簿の閲覧を求めることができる。

4 協賛会員は、総会において別に定める会費その他の分担金を負担しなければならない。

(入会)

第7条 この法人に正会員として入会するときは、2名以上の正会員が推薦し、理事会がこれを承認するものとする。

2 この法人に協賛会員として入会するときは、理事会がこれを承認するものとする。

3 この法人に特別会員として入会するときは、理事会が推薦し、総会がこれを承認するものとする。

4 この法人に名誉会員として入会するときは、理事会が推薦し、総会がこれを承認するものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

(1)この定款その他の規程に重大な違反をしたとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第6条第2項又は第4項の義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
- (2)総正会員が同意したとき。
- (3)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 前3条に該当することとなった会員が、既に納入した会費その他、会員としての義務にもとづく抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類と定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 10名以上15名以内
- (2)監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち2名以内を副理事長とし、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。
- 5 前項の専務理事及び常務理事は、法人法上の業務執行理事とする。

(選任)

第13条 この法人の理事及び監事は、正会員及び特別会員の中から、総会の決議により選任する。

- 2 総会の決議に付するための理事及び監事候補者の選定は、理事会において行う。
- 3 理事長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 4 副理事長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 5 専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定することができる。
- 6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(任期)

第14条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有

する。

#### (理事の任務)

第15条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事会で別に定めるところにより、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときに、この法人を代表し、その業務を執行する。

4 専務理事及び常務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の任務)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事、事務局長及び事務職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬)

第18条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、専務理事、常務理事及び特別会員である監事に対しては、総会において定める総額の範囲で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

#### (会長、相談役、顧問)

第19条 この法人は、会長1名、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

2 会長、相談役及び顧問は、理事会に出席して助言を与えることができる。

3 会長、相談役及び顧問の選任又は解任は、理事会において決議する。

4 会長、相談役及び顧問は無報酬とする。

### 第4章 総会

#### (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第22条 総会は、次の事項を決議する。

- (1)定款の変更
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)会費その他の分担金の額の決定及び変更
- (4)特別会員及び名誉会員の入会の承認並びに会員の除名
- (5)事業計画及び予算の承認
- (6)事業報告及び決算の承認
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)専務理事、常務理事及び特別会員である監事の報酬の額
- (9)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定めた事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回原則として5月に開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めた場合
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があった場合

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事長は、総会の日時、場所及び目的である事項を示した書面により、総会を開催する日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)定款の変更
- (2)会員の除名
- (3)監事の解任
- (4)解散
- (5)その他法令に定められた事項

(議決権の代理行使)

第28条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び総会に出席した正会員2名以上が、記名押印する。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。

2 前項によるほか、臨時理事会を次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3)監事から、理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会議の目的、日時及び場所を示した書面により、会議を開催する日の5日前までに通知しなければならない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録は、理事会に出席した理事長、副理事長及び監事が、記名押印する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第37条 この法人は、業務執行のため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務を処理するため、事務局長及び事務職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 事務局の運営及び組織に関して必要な事項は、理事会において決議する。

## 第7章 財産及び会計

(財産)

第38条 この法人は、次の財産をもって運営する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)会費収入
- (3)分担金収入
- (4)財産から生ずる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)寄付金品



#### (7)その他の収入

#### (財産の管理)

第39条 この法人の財産は、理事会が決議した方法で、理事長が管理する。

#### (経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

#### (事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が、次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 雑 則

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に、万全を期するものとする。

(委任)

第51条 この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、法人法及びその他の法令に従う。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項に

において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は、大川達良、山田吉孝とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成24年5月29日 一部変更
- 5 平成27年5月28日 一部変更